

令和 5 事務年度 所得税及び消費税調査等の状況

令和 6 年 12 月

福岡国税局

I 調査等の状況

- 1 所得税の調査等の状況
- 2 消費税（個人事業者）の調査等の状況

II 重点的に取り組んでいる調査の状況

- 1 富裕層に対する調査状況
- 2 海外投資等を行っている個人に対する調査状況
- 3 インターネット取引を行っている個人に対する調査状況
- 4 無申告者に対する調査状況
- 5 消費税の還付申告者に対する調査状況
- 6 所得税の不正還付申告書の課税処理の状況

III 参考計表

- 事業所得を有する個人の 1 件当たりの申告漏れ所得金額が高額な上位 10 業種

I 調査等の状況

1 所得税の調査等の状況

- 選定に A I を活用するなど、効果的に調査等を行った結果、申告漏れ所得金額の総額は過去最高を記録し、追徴税額の総額も高水準
 - ・ 「実地調査」の非違件数は増加し、追徴税額の総額及び 1 件当たりの追徴税額は高水準
 - ・ 「簡易な接触」の申告漏れ所得金額の総額及び 1 件当たりの申告漏れ所得金額は増加

(1) 調査等件数及び申告漏れ等の非違があった件数の状況

- 「実地調査」と「簡易な接触」を合わせた「調査等」の合計件数は、34,282 件（前事務年度 31,766 件）。うち申告漏れ等の非違があった件数は 19,665 件（同 19,053 件）となっています。
 - ✓ 実地調査の件数は、2,517 件（同 2,587 件）。うち、特別調査・一般調査が 1,979 件（同 2,107 件）、着眼調査が 538 件（同 480 件）となっています。
 - ✓ 簡易な接触の件数は、31,765 件（同 29,179 件）となっています。

(2) 申告漏れ所得（調査等の対象となった全ての年分の合計）金額の状況

- 「実地調査」と「簡易な接触」を合わせた「調査等」による申告漏れ所得金額は、508 億 3 千 8 百万円（同 461 億 3 千 5 百万円）と、過去最高になっています。
 - ✓ 実地調査による申告漏れ所得金額は、253 億 5 百万円（同 261 億 6 千 5 百万円）であり、そのうち特別調査・一般調査によるものは 227 億 2 千万円（同 245 億 6 千 6 百万円）、着眼調査によるものは 25 億 8 千 5 百万円（同 15 億 9 千 9 百万円）となっています。
 - ✓ 簡易な接触による申告漏れ所得金額は、255 億 3 千 4 百万円（同 199 億 7 千 1 百万円）となっています。

(3) 追徴税額（調査等の対象となった全ての年分の合計で加算税を含む。）の状況

- 「実地調査」と「簡易な接触」を合わせた「調査等」による追徴税額は、63 億 1 千 7 百万円（同 63 億 5 千 7 百万円）となっています。
 - ✓ 実地調査による追徴税額は、48 億 8 千 2 百万円（同 50 億 3 千 6 百万円）であり、そのうち特別調査・一般調査によるものは 45 億 7 千 7 百万円（同 48 億 8 千万円）、着眼調査によるものは 3 億 5 百万円（同 1 億 5 千 6 百万円）となっています。
 - ✓ 簡易な接触による追徴税額は 14 億 3 千 4 百万円（同 13 億 2 千 2 百万円）となっています。

（参考）

- 1 実地調査（特別調査・一般調査）とは、高額・悪質な不正計算が見込まれる事案を対象に深度ある調査を行うもので、特に、特別調査は、多額な脱漏が見込まれる個人を対象に、相当の日数（1 件当たり 10 日以上を目安）を確保して実施しているものです。
- 2 実地調査（着眼調査）とは、資料情報や申告内容の分析の結果、申告漏れ等が見込まれる個人を対象に実地に臨場して短期間で行う調査です。
- 3 簡易な接触とは、原則、納税者宅等に臨場することなく、文書、電話による連絡又は来署依頼による面接を行い、申告内容を是正するものです。

○ 所得税の調査等の状況

区分 項目			実地調査						簡易な接触		調査等合計		
			特別・一般		着眼		計						
				対前年比		対前年比		対前年比		対前年比		対前年比	
調 査 等 件 数 件			2,107		480		2,587		29,179		31,766		
			1,979	93.9%	538	112.1%	2,517	97.3%	31,765	108.9%	34,282	107.9%	
申告漏れ等の 非違件数 件			1,777		373		2,150		16,903		19,053		
			1,717	96.6%	443	118.8%	2,160	100.5%	17,505	103.6%	19,665	103.2%	
申告漏れ 所得金額 百万円			24,566		1,599		26,165		19,971		46,135		
			22,720	92.5%	2,585	161.6%	25,305	96.7%	25,534	127.9%	50,838	110.2%	
追徴税額	本	税 百万円	4,006		137		4,143		1,307		5,450		
			3,789	94.6%	253	184.5%	4,042	97.6%	1,419	108.6%	5,461	100.2%	
	加	算 税 百万円	874		19		893		14		908		
			788	90.2%	52	274.7%	841	94.1%	15	106.5%	856	94.3%	
	計	百万円	4,880		156		5,036		1,322		6,357		
			4,577	93.8%	305	195.5%	4,882	97.0%	1,434	108.5%	6,317	99.4%	
一件当たり	申告漏れ 所得金額 千円		11,659		3,331		10,114		684		1,452		
			11,480	98.5%	4,805	144.2%	10,053	99.4%	804	117.4%	1,483	102.1%	
	追徴税額	本	税 千円	1,901		285		1,601		45		172	
				1,915	100.7%	470	164.6%	1,606	100.3%	45	99.7%	159	92.8%
		加	算 税 千円	415		40		345		0.5		29	
				398	96.0%	97	245.1%	334	96.7%	0.5	97.8%	25	87.4%
	計	千円	2,316		325		1,947		45		200		
			2,313	99.9%	567	174.4%	1,940	99.6%	45	99.7%	184	92.1%	

- (注) 1 令和5年7月から令和6年6月までの間の実績で、いずれも調査等の対象となった全ての年分の合計の計数である。
- 2 上段は、前事務年度の計数である。
- 3 「簡易な接触」の件数には、更正の請求等に基づく減額更正や添付書類の未提出に対する提出依頼を行った件数等を含む。
- 4 追徴税額（本税）には、復興特別所得税額を含む。
- 5 実地調査の件数は、所得税と消費税の実地調査件数である。

（参考）譲渡所得の調査等の状況

- 所得税のうち譲渡所得に係る調査等の件数が、860 件（前事務年度 811 件）であり、そのうち申告漏れ等の非違があった件数が、753 件（同 676 件）となっています。申告漏れ所得金額（調査等の対象となった全ての年分の合計）は、51 億 1 千 6 百万円（同 57 億 1 千 5 百万円）となっています。

○ 譲渡所得の調査等の状況

事務年度 項 目	令和 4 事務年度	令和 5 事務年度	対前事務年度
① 調 査 等 件 数	件 811	件 860	% 106.0
土地建物等	578	796	137.7
株式等	233	64	27.5
② 申 告 漏 れ 等 の 非 違 件 数	件 676	件 753	% 111.4
土地建物等	453	695	153.4
株式等	223	58	26.0
③ 申 告 漏 れ 割 合 (② / ①)	% 83.4	% 87.6	ポイント 4.2
土地建物等	78.4	87.3	8.9
株式等	95.7	90.6	▲ 5.1
④ 申 告 漏 れ 所 得 金 額	百万円 5,715	百万円 5,116	% 89.5
土地建物等	3,950	4,753	120.3
株式等	1,765	363	20.6
⑤ 1 件 当 た り 申 告 漏 れ 所 得 金 額 (④ / ①)	千円 7,047	千円 5,949	% 84.4
土地建物等	6,833	5,971	87.4
株式等	7,576	5,670	74.8

(注) 1 土地建物等は、土地建物（分離譲渡所得）及び金地金等（総合譲渡所得）である。

2 土地建物等は、課税年分ごとに 1 件としている。

2 消費税（個人事業者）の調査等の状況

○ 調査等合計の追徴税額の総額は過去最高を記録

- ・ 「実地調査」の1件当たりの追徴税額は増加
- ・ 「簡易な接触」による調査等件数、非違件数、追徴税額の総額は増加

(1) 調査等件数及び申告漏れ等の非違があった件数の状況

- 「実地調査」と「簡易な接触」を合わせた「調査等」の合計件数は、13,961件（前事務年度 6,435 件）。うち申告漏れ等の非違があった件数は 9,828 件（同 3,964 件）となっています。
 - ✓ 実地調査の件数は、1,657 件（同 1,770 件）。うち、特別調査・一般調査が 1,416 件（同 1,504 件）、着眼調査が 241 件（同 266 件）となっています。
 - ✓ 簡易な接触の件数は 12,304 件（同 4,665 件）となっています。

(2) 追徴税額（調査等の対象となった全ての年分の合計で加算税を含む。）の状況

- 「実地調査」と「簡易な接触」を合わせた「調査等」による追徴税額は、29 億 2 百万円（同 27 億 6 千 6 百万円）と、過去最高になっています。
 - ✓ 実地調査による追徴税額は、21 億 3 千 1 百万円（同 22 億 8 百万円）。うち、特別調査・一般調査によるものは 20 億 1 千 7 百万円（同 21 億 6 百万円）、着眼調査によるものは 1 億 1 千 4 百万円（同 1 億 2 百万円）となっています。実地調査による追徴税額を 1 件当たりでみると、129 万円（同 125 万円）となっています。
 - ✓ 簡易な接触による追徴税額は、7 億 7 千 1 百万円（同 5 億 5 千 9 百万円）となっています。

○ 消費税（個人事業者）の調査等の状況

区分 項目			実地調査						簡易な接触		調査等合計			
			特別・一般		着眼		計							
				対前年比		対前年比		対前年比		対前年比		対前年比		
調 査 等 件 数			件	1,504		266		1,770		4,665		6,435		
				1,416	94.1%	241	90.6%	1,657	93.6%	12,304	263.8%	13,961	217.0%	
申 告 漏 れ 等 の			件	1,234		245		1,479		2,485		3,964		
非 違 件 数				1,211	98.1%	217	88.6%	1,428	96.6%	8,400	338.0%	9,828	247.9%	
追徴税額		本 税	百万円	1,714		83		1,797		547		2,344		
				1,659	96.8%	92	111.5%	1,751	97.4%	758	138.5%	2,508	107.0%	
			加 算 税	百万円	392		19		411		11		422	
					358	91.5%	22	111.2%	380	92.5%	14	119.0%	394	93.2%
		計	百万円	2,106		102		2,208		559		2,766		
				2,017	95.8%	114	111.4%	2,131	96.5%	771	138.1%	2,902	104.9%	
一件当たり	追徴税額	本 税	千円	1,140		310		1,015		117		364		
				1,171	102.8%	382	123.0%	1,057	104.1%	62	52.5%	180	49.3%	
			加 算 税	千円	260		73		232		2.4		66	
					253	97.2%	89	122.7%	229	98.8%	1.1	45.1%	28	43.0%
		計	千円	1,400		383		1,247		120		430		
				1,424	101.7%	471	123.0%	1,286	103.1%	63	52.3%	208	48.4%	

(注) 1 令和5年7月から令和6年6月までの間の実績で、いずれも調査等の対象となった全ての年分の合計の計数である。

2 上段は、前事務年度の計数である。

3 「簡易な接触」の件数には、更正の請求等に基づく減額更正や添付書類の未提出に対する提出依頼を行った件数等を含む。

4 消費税の追徴税額には、地方消費税（譲渡割額）を含む。

Ⅱ 重点的に取り組んでいる調査の状況

1 富裕層に対する調査状況

～ 1 件当たり追徴税額は所得税の実地調査（特別・一般）全体の 5.6 倍～

- 有価証券・不動産等の大口所有者、経常的な所得が特に高額な個人、海外投資等を積極的に行っている個人など、「富裕層」に対して、資産運用の多様化・国際化が進んでいることを念頭に積極的に調査を実施しています。
- 富裕層に対する調査の 1 件当たりの追徴税額は、1,290 万円となっており、所得税の実地調査（特別・一般）全体の 231 万円に比べ、5.6 倍となっています。
- 特に、海外投資等を行っている「富裕層」に対する調査の 1 件当たりの追徴税額は 2,160 万円となっており、所得税の実地調査（特別・一般）全体の 231 万円に比べ、9.4 倍となっています。

- 令和 5 事務年度においては、24 件（前事務年度 78 件）実地調査（特別・一般）を実施しました。
- 1 件当たりの申告漏れ所得金額は、2,750 万円（同 2,879 万円）と所得税の実地調査（特別・一般）全体の 1,148 万円に比べ、2.4 倍となっており、申告漏れ所得金額の総額は、6 億 6 千万円（同 22 億 4 千 5 百万円）に上ります。
- 追徴税額の総額は 3 億 1 千万円（同 4 億 5 千 6 百万円）に上ります。

○ 富裕層に対する調査の状況

項目		事務年度等		4 事務年度	5 事務年度	対前年比	5 事務年度 実地調査 (特別・一般) 全体
調 査 件 数	件			78	24	30.8%	1,979
申 告 漏 れ 等 の 非 違 件 数	件			66	20	30.3%	1,717
申 告 漏 れ 所 得 金 額	百万円			2,245	660	29.4%	22,720
追 徴 税 額	百万円			456	310	67.8%	4,577
一 件 当 たり 申 告 漏 れ 所 得 金 額	万円			2,879	2,750	95.5%	1,148
一 件 当 たり 追 徴 税 額	万円			585	1,290	220.4%	231

○ 海外投資等をした「富裕層」に対する調査の状況

項目		事務年度等		4 事務年度	5 事務年度	対前年比	5 事務年度 実地調査 (特別・一般) 全体
調 査 件 数	件			14	10	71.4%	1,979
申 告 漏 れ 等 の 非 違 件 数	件			12	9	75.0%	1,717
申 告 漏 れ 所 得 金 額	百万円			1,731	456	26.3%	22,720
追 徴 税 額	百万円			277	216	78.0%	4,577
一 件 当 たり 申 告 漏 れ 所 得 金 額	万円			12,368	4,557	36.8%	1,148
一 件 当 たり 追 徴 税 額	万円			1,978	2,160	109.2%	231

2 海外投資等を行っている個人に対する調査状況

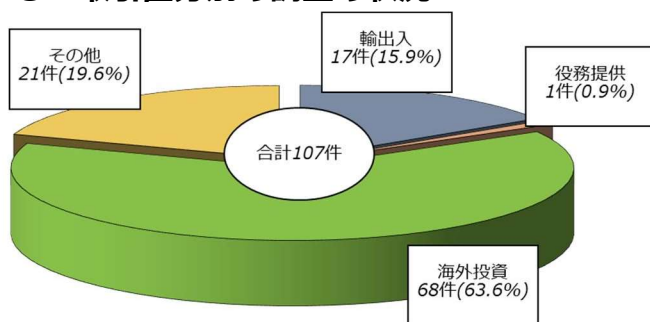
～ 1 件当たり追徴税額は所得税の実地調査（特別・一般）全体の 2.1 倍～

- 経済社会の国際化に適切に対応していくため、有効な資料情報の収集に努めるとともに、海外投資を行っている個人や海外資産を保有している個人などに対して、国外送金等調書、国外財産調書、租税条約等に基づく情報交換制度のほか、C R S 情報（共通報告基準に基づく非居住者金融口座情報）などを効果的に活用し、積極的に調査を実施しています。
- 海外投資等を行っている個人に対する調査の 1 件当たりの追徴税額は、483 万円となっており、所得税の実地調査（特別・一般）全体の 231 万円に比べ、2.1 倍となっています。
 - 令和 5 事務年度においては、107 件（前事務年度 94 件）実地調査（特別・一般）を実施し、申告漏れ所得金額の総額は 20 億 1 百万円（同 42 億 6 千 2 百万円）に上ります。
 - 追徴税額の総額は 5 億 1 千 7 百万円（同 9 億 6 千 8 百万円）に上ります。

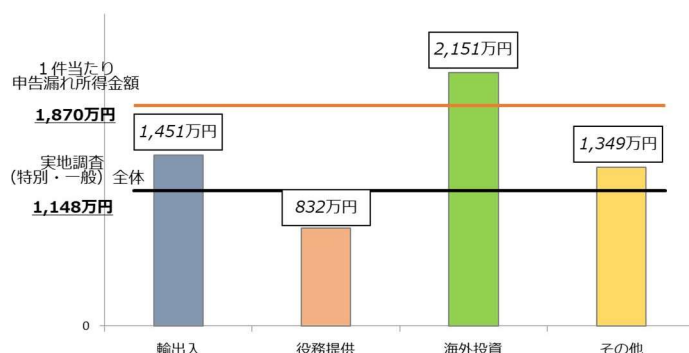
○ 海外投資等を行っている個人に対する調査の状況

事務年度等		4 事務年度			対前年比	5 事務年度 実地調査 (特別・一般) 全体
項目	件	件	件	件		
調査件数	件	94	107	113.8%		1,979
申告漏れ等の件数	件	87	94	108.0%		1,717
申告漏れ所得金額	百万円	4,262	2,001	46.9%		22,720
追徴税額	百万円	968	517	53.4%		4,577
1 件当たり 申告漏れ所得金額	万円	4,534	1,870	41.2%		1,148
1 件当たり 追徴税額	万円	1,030	483	46.9%		231

○ 取引区分別の調査の状況



【1 件当たりの申告漏れ所得金額】



- 1 「輸 出 入」: 事業に係る売上及び原価に係る取引で、海外の輸出（入）業者との契約による取引をいう。
- 2 「役務提供」: 工事請負、プログラム設計など海外において行う、労力、技術等の第三者に対するサービスの提供をいう。
- 3 「海外投資」: 海外の不動産、証券などに対する投資（預貯金等の海外での蓄財を含む。）をいう。
- 4 「そ の 他」: 海外で支払を受ける給与など、1～3 に該当しない取引等をいう。

3 インターネット取引を行っている個人に対する調査状況

～シェアリングエコノミー等新分野の経済活動に係る取引の1件当たり追徴税額は所得税の実地調査（特別・一般）全体の4.5倍～

- インターネット上のプラットフォームを介して行うシェアリングエコノミー等新分野の経済活動（注）に係る取引や暗号資産（仮想通貨）等の取引を行っている個人に対しては、資料情報の収集・分析に努め、積極的に調査を実施しています。

（注） シェアリングエコノミー等新分野の経済活動とは、シェアリングビジネス・サービス、ネット広告（アフィリエイト等）、デジタルコンテンツ、ネット通販、ネットオークションその他新たな経済活動を総称した経済活動のことをいいます。

- シェアリングエコノミー等新分野の経済活動に係る取引を行っている個人に対する調査の1件当たりの追徴税額は1,035万円と、所得税の実地調査（特別・一般）全体の231万円比べ、4.5倍となっています。

<シェアリングエコノミー等新分野の経済活動に係る取引を行っている個人に対する調査状況>

- 令和5事務年度においては、46件（前事務年度64件）実地調査（特別・一般）を実施しました。
- 1件当たりの申告漏れ所得金額は、3,105万円（同1,015万円）となっています。また、申告漏れ所得金額の総額は14億2千8百万円（同6億4千9百万円）に上ります。
- 1件当たりの追徴税額は1,035万円（同174万円）となっています。また、追徴税額の総額は4億7千6百万円（同1億1千1百万円）に上ります。

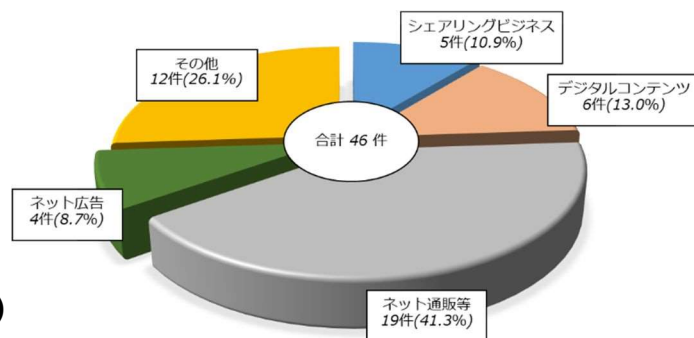
<暗号資産（仮想通貨）等取引を行っている個人に対する調査状況>

- 令和5事務年度においては、35件（同31件）実地調査（特別・一般）を実施しました。
- 1件当たりの申告漏れ所得金額は、1,372万円（同3,264万円）となっています。また、申告漏れ所得金額の総額は4億8千万円（同10億1千2百万円）に上ります。
- 追徴税額の総額は1億5千2百万円（同4億4千8百万円）に上ります。

○ シェアリングエコノミー等新分野の経済活動に係る取引（調査状況）

項目		事務年度等		4事務年度		5事務年度	対前年比	5事務年度 実地調査 (特別・一般) 全体
調 査 件 数	件			64		46	71.9%	1,979
申 告 漏 れ 等 の 非 違 件 数	件			56		39	69.6%	1,717
申 告 漏 れ 所 得 金 額	百万円			649		1,428	220.0%	22,720
追 徴 税 額	百万円			111		476	427.1%	4,577
一 件 当 たり 申 告 漏 れ 所 得 金 額	万円			1,015		3,105	306.1%	1,148
追 徴 税 額	万円			174		1,035	594.2%	231

【取引区分別の調査状況】



（注）（ ）内の数値は構成比

（参考）：主な取引例

- 1 シェアリングビジネス・・・民泊、カーシェアリング、クラウドソーシングなど
- 2 デジタルコンテンツ・・・アプリ作成・配信、有料メルマガなど
- 3 ネット通販等・・・ネット通販、ネットオークション、ドロップ SHIPPING など
- 4 ネット広告・・・アフィリエイトなど
- 5 その他・・・1～4に該当しない経済活動に該当する取引

○ 暗号資産（仮想通貨）等取引（調査状況）

項目		事務年度等		4事務年度		5事務年度	対前年比	5事務年度 実地調査 (特別・一般) 全体
調 査 件 数	件			31		35	112.9%	1,979
申 告 漏 れ 等 の 非 違 件 数	件			27		29	107.4%	1,717
申 告 漏 れ 所 得 金 額	百万円			1,012		480	47.5%	22,720
追 徴 税 額	百万円			448		152	34.0%	4,577
一 件 当 たり 申 告 漏 れ 所 得 金 額	万円			3,264		1,372	42.0%	1,148
追 徴 税 額	万円			1,446		435	30.1%	231

4 無申告者に対する調査状況

～所得税・消費税ともに追徴税額の総額及び1件当たりの追徴税額は高水準～

- 無申告は、申告納税制度の下で自発的に適正な納税をしている納税者に強い不公平感をもたらすこととなるため、的確かつ厳格に対応していく必要があります。こうした無申告者に対しては、更なる資料情報の収集及び活用を図るなどして、実地調査のみならず、簡易な接触も活用し積極的に調査を実施しています。
- 所得税無申告者への所得税の追徴税額の総額は9億5千5百万円に上ります。また、1件当たりの追徴税額も508万円となっています。
- 消費税無申告者への消費税の追徴税額の総額は12億3千7百万円に上ります。また、1件当たりの追徴税額も272万円となっています。

<所得税無申告者に対する調査状況>

- 令和5事務年度においては、188件（前事務年度194件）実地調査（特別・一般）を実施しました。
- 1件当たりの申告漏れ所得金額は、2,460万円（同2,351万円）で、所得税の実地調査（特別・一般）全体の1,148万円に比べ2.1倍となっています。また、申告漏れ所得金額の総額は46億2千5百万円（同45億6千万円）に上ります。
- 1件当たりの追徴税額は508万円（同381万円）で、所得税の実地調査（特別・一般）全体の231万円の2.2倍となっています。また、追徴税額の総額は9億5千5百万円（同7億3千9百万円）に上ります。

<消費税無申告者に対する調査状況>

- 令和5事務年度においては、455件（同470件）実地調査（特別・一般）を実施しました。
- 1件当たりの追徴税額は272万円（同274万円）で、消費税の実地調査（特別・一般）全体の142万円の1.9倍となっています。また、追徴税額の総額は12億3千7百万円（同12億8千6百万円）に上ります。

○ 無申告者に対する調査の状況

<所得税>

事務年度等		4事務年度	5事務年度	対前年比	5事務年度 実地調査 (特別・一般) 全体
項目					
調査件数	件	194	188	96.9%	1,979
申告漏れ所得金額	百万円	4,560	4,625	101.4%	22,720
追徴税額	百万円	739	955	129.2%	4,577
1件当たり申告漏れ所得金額	万円	2,351	2,460	104.7%	1,148
1件当たり追徴税額	万円	381	508	133.4%	231

<消費税>

事務年度等		4事務年度	5事務年度	対前年比	5事務年度 実地調査 (特別・一般) 全体
項目					
調査件数	件	470	455	96.8%	1,416
追徴税額	百万円	1,286	1,237	96.2%	2,017
1件当たり追徴税額	万円	274	272	99.3%	142

5 消費税の還付申告者に対する調査状況

- 消費税の還付申告は、申告書の添付書類や保有する資料情報等に基づき厳格な審査を行い、申告内容に疑義がある場合には、還付を保留し、実地調査等を行うなどして還付原因等の解明・確認を実施しています。

＜消費税の還付申告者に対する調査の状況＞

- 令和5事務年度においては、28件（前事務年度63件）実地調査を実施しました。
- 1件当たりの追徴税額は134万円（同159万円）となっています。
追徴税額の総額は3千7百万円（同1億円）に上ります。

○ 消費税の還付申告者に対する調査の状況

項目 \ 事務年度等		事務年度		
		4事務年度	5事務年度	対前年比
調査件数	件	63	28	44.4%
申告漏れ等の非違件数	件	51	19	37.3%
追徴税額	百万円	100	37	37.5%
1件当たり追徴税額	万円	159	134	84.3%

- （注）1 令和5事務年度は、令和4年1月1日から令和4年12月31日までの課税期間における消費税及び地方消費税の還付申告を行っている個人事業者のうち、令和5事務年度に実地調査を行った計数である。
- 2 令和4事務年度は、令和3年1月1日から令和3年12月31日までの課税期間における消費税及び地方消費税の還付申告を行っている個人事業者のうち、令和4事務年度に実地調査を行った計数である。
- 3 消費税の追徴税額には、地方消費税（譲渡割額）を含む。

6 所得税の不正還付申告書の課税処理の状況

- 所得税の不正還付は、いわば国庫金の詐取ともいえる悪質性が高い行為であるため、特に厳格な審査・調査を実施しています。
- また、急増する不正還付申告に厳格に対応すべく、警察当局との連携も強め、悪質な不正還付申告書の提出が確認され、詐欺罪等に該当すると判断した場合には、必要に応じて刑事責任追及のための対応を行うことで、適正・公平な課税の実現に努めています。

(注) 各種情報に照らして必要があると認められる場合は、還付金の支払いを一旦保留しつつ、還付申告の内容が適正であるかを確認するため、勤務先等に給与等の支払実績の確認をお願いすることや、職員がご自宅等に直接赴き実地で調査を行うなどにより確認を行っております。

＜所得税の不正還付申告書における課税処理の状況＞

- 令和5事務年度においては、128件（前事務年度9件）課税処理しました。
- 1件当たりの追徴税額は83万円（同150万円）
追徴税額の総額は1億6百万円（同1千3百万円）に上ります。

○ 所得税の不正還付申告書における課税処理の状況

項目	事務年度等	4事務年度	5事務年度	対前年比
処 理 件 数	件	9	128	1422.2%
追 徴 税 額	百万円	13	106	785.3%
1 件 当 た り 追 徴 税 額	万円	150	83	55.2%

Ⅲ 参考計表

○ 事業所得を有する個人の1件当たりの申告漏れ所得金額が高額な上位 10 業種

順位	業 種 目	1 件 当 た り の 申 告 漏 れ 所 得 金 額	1 件 当 た り の 追 徴 税 額 (含 加 算 税)	前 年 の 順 位
位		万円	万円	位
1	ブ リ ー ダ ー	2,126	610	1
2	板 金 工 事	1,836	517	－
3	製 図 設 計 士	1,611	480	－
4	木 造 建 築 工 事	1,321	291	－
5	防 水 工 事	1,297	320	20
6	内 装 工 事	1,295	391	7
7	内 科 医	1,290	719	－
8	歯 科 医	1,257	461	－
9	電 気 配 線 工 事	1,237	334	2
10	型 枠 工 事	1,216	362	－

- (注) 1 上記調査実績は、特別調査及び一般調査に基づく実施結果である。
- 2 「前年の順位」は、事業所得を有する個人の前年の1件当たりの申告漏れ所得金額が高額な上位20位に該当するものについて、その順位を記載している。